

大野市家庭婦人バレーボール連盟 登録規定

大野市家庭婦人バレーボール連盟会則第5条により加盟チーム登録規定を下記のとおり定める。

- 第1条 加盟チーム及びその構成員は、この規定の定めるところにより、正当に登録されたチーム及び構成員でなければならない。
- 第2条 加盟登録しようとするチームは、連盟所定の書式に必要事項を記載し、当連盟の指定日までに、登録料を添えて申請するものとする。
2. 登録の有効期間は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。
- 第3条 登録構成員の資格は次の各号によるものとする。
1. 登録区域 大野市区域内とする。
(大野市民であること)
 2. 登録区分 他の種別(一般・実業団・大学・高校)に選手として登録されていないこと。但しチームとして登録された場合を除く。
 3. 上記資格を満たす場合に限り、35歳以上の独身女性の登録を認める。
- 第4条 登録は一人一チームとする。二チーム以上の登録はその登録を抹消する。
- 第5条 登録チームは、その構成員に追加あるいは変更がある場合は、延滞なく届け出なければならない。
- 第6条 毎年5月1日以降に申請された登録及び登録構成員の追加あるいは変更の届け出は本連盟が承認した日より15日を経過した日から、その効力を発生するものとする。
- 第7条 登録チームは、その登録構成員が退団したときは、直ちに登録抹消届を提出しなければならない。抹消された者の登録は、抹消の日をもって、その効力を失う。
- 第8条 所属チームを退団し新たに別チームに登録する場合は、前所属チームの登録抹消届を添付して登録を申請するものとする。但し、退団の日から3ヶ月を経過したことを証し得るときは、当該抹消届の添付を要しないものとする。但し、次の各号に該当する場合は、この規定を適用しない。
1. 所属チームがチーム活動を取り止め、もしくは停止した場合。
 2. 前所属チームが移籍に同意し、本連盟がこれを適当として定めた場合。
- 第9条 登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規定に反したとき、又は合法的であってもアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟が認めた場合は登録チーム又は登録構成員に対し登録を拒み、又は取り消し、あるいは一定期間競技会の参加並びに出場を停止することがある。
- 第10条 本規定は、昭和63年 4月 1日より施行する。
本規定は、平成 2年 4月 1日一部改定し施行する。
本規定は、平成14年 4月 1日一部改定し施行する。
本規定は、平成21年 4月 1日一部改定し施行する。